

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースのトランザクション/M&A部担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2010 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

## - クロスボーダーM&A の留意事項 -

### 特定外国子会社からの配当のタイミング と内国法人における課税関係について

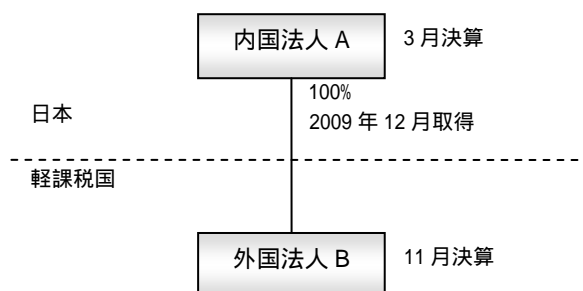
2009年にタックスヘイブン対策税制が改正されましたが、M&A実務においてその取り扱いに配慮しなくてはならない点があります。

たとえば、クロスボーダーM&A取引の結果、タックスヘイブンに所在する外国法人が、買収法人たる内国法人の傘下に入ってくる場合があります。この場合、当該外国法人からの配当の認識が課税対象金額の益金算入に先行するような場合には、内国法人において、課税対象金額相当額の二重課税が発生する恐れがありますので注意が必要です。

本ニュースレターではそのメカニズムについて、簡単な具体例を用いて説明いたします。

## 1. 前提

内国法人 A(3月決算)は、2009年12月に外国法人 B(11月決算)の発行済株式 100%を取得しました。外国法人 Bは、特定外国子会社に該当し、適用除外要件は充足しないものとします。内国法人 Aは、外国法人 Bを2010年1月(ケース 1)または2010年2月(ケース 2)に解散および清算を行う予定です。

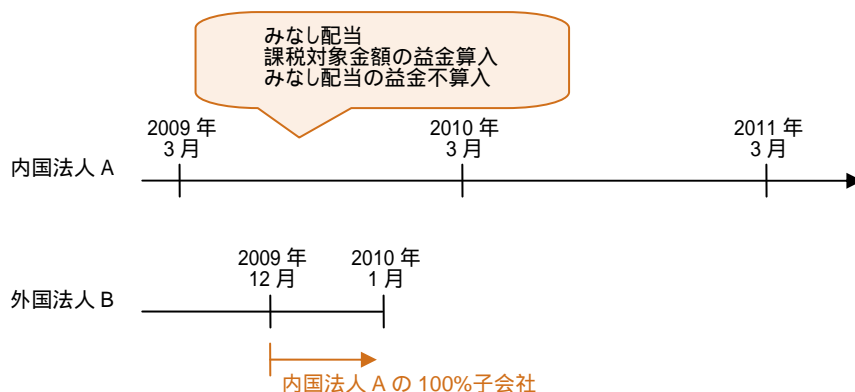


## 2. ケース1 - 外国法人 B が2010年1月に解散および清算する場合

外国法人 B が解散および清算を行った事業年度にかかわる課税対象金額は、当該事業年度終了の日から2月を経過する日を含む内国法人 A の事業年度において益金に算入されます(措法 66 条の 6 第 1 項)。本ケースでは、外国法人 B は2010年1月に解散および清算されるため、解散および清算事業年度にかかわる課税対象金額は、内国法人 A の2010年3月期において益金算入となります。

さらに、当該清算に伴うみなし配当を内国法人 A は同じく2010年3月期において認識することになります。

内国法人が、特定外国子会社から配当金を受け取った場合、当該配当金のうち当該特定外国子会社にかかわる特定課税対象金額に達するまでの金額は益金不算入とされます(措法 66 条の 8 第 1 項)。ところで、特定課税対象金額とは、当該特定外国子会社から配当金を受ける日を含む事業年度および当該事業年度開始前 10 年内開始事業年度において、益金に算入された課税対象金額をいいますので(措法 66 条の 8 第 3 項)、本ケースでは、内国法人 A の2010年3月期において認識されたみなし配当は、同事業年度において益金に算入された B の課税対象金額を限度として、益金不算入となります。



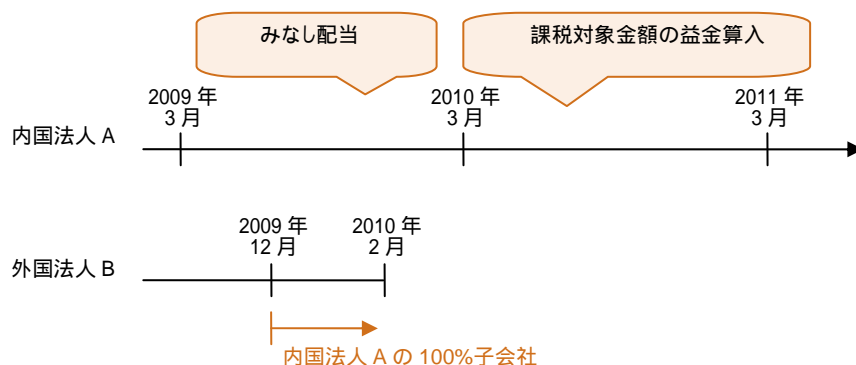
## 3. ケース2 - 外国法人 B が2010年2月に解散および清算する場合

本ケースでは、外国法人 B は2010年2月に解散および清算されるため、外国法人 B の解散および清算事業年度にかかわる課税対象金額は、当該事業年度終了の日から2月を経過する日を含む2011年3月期において内国法人 A は益金算入します。

一方、当該清算に伴うみなし配当を内国法人 A は2010年3月期において認識することになります。

当該みなし配当の益金不算入の限度額は、2010年3月期以前10年以内に開始した事業年度において益金算入と

なった外国法人 B の課税対象金額とされておりますので、2011 年 3 月期において益金に算入される課税対象金額は含まれないと考えられます。したがって、内国法人 A は 2010 年 3 月期において認識するみなし配当は全額益金算入となり、更に、2011 年 3 月期においてはタックスヘイブン対策税制に基づいて外国法人 B の課税対象金額を合算されることになります。結果、内国法人 A において、外国法人 B の課税対象金額相当額が二重に課税される可能性があるため留意が必要と考えられます。



より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

トランザクション/ M&A 部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	宮川和也	03-5251-2462	kazuya.miyakawa@jp.pwc.com
	佐藤栄一	03-5251-2407	eiichi.sato@jp.pwc.com
マネージャー	白土晴久	03-5251-2386	haruhisa.shirato@jp.pwc.com